

第5号議題 理事田中透解任の件 回答

■回答要求対象者：

- ・提案社員
- ・理事者側（会長／副会長）

■準備書面 5P JP2ETK 堀口元嗣

〔2〕第5号議題に関する内容ですが、諸事象に記されている内容について証拠となる資料の添付が無く、判断に必要な情報が欠落しているため正しい判断を下すことができません。つきましては提案者は証拠の提出をお願いします。

尚、これについては該当議題の議決前をお願いします。

（→提案社員）

<森田会長回答> 今回の第5号議題の提案方法には問題があり、今後このようなことがないように、諸規程の見直しが必要と考えます。

■準備書面 7P 7K1BIB 山内 貴博

第5号議題（田中理事解任の件）に関する質問

1. 社員提案権行使書がJARLに到着したのは5月何日何時か。郵便で届いたのか。メールで届いたのか。持参か。持参したのは誰か。
2. 提案者35名の社員のうち、自署をした者がひとりもいない。35人の意思をどのように確認したのか。

（→理事者側）

「社員提案権行使書」は、5月12日の17時頃に、事務局に、提案社員のおひとりが持参されました。氏名については匿名をご希望とのことでした。確認については、事務局より、提案社員全員に対して、「社員提案権行使書」を受領した旨のメールを送信して確認しております。

<森田会長回答> 今回の第5号議題の提案方法には問題があり、今後このようなことがないように、諸規程の見直しが必要と考えます。

■準備書面 9P JA3HBF 田原 廣

3. 第5号議題 理事田中透解任の件

社員では知り得ない理事会での言動を問題としている事から、この議題についても森田・尾形両副会長の見解を求める。【両副会長に質問】

(→副会長)

社員提案権行使書は第4号議題の議題起案者である石岡氏の文面と酷似している。これは誰が作成したものか？また、署名も捺印も無いがこの提案権行使書は有効か？

(1) 理事会における田中理事の言動の件

社員が理事会を傍聴する事はできない。誰に聞いたのか？

(2) 関西ハムシンポジウムでの言動の件

提案社員はハムシンポジウムに参加していないようだが、誰から聞いたのか？

(3) 誓約書の件

誓約書は第62回理事会報告に記載されている通り「任意の提出」である。しかし、田中理事が誓約書を提出したか否かは誰も知らない。誰かがこの内部統制情報を議題提案社員に漏洩したと思われる。漏洩したのは誰か？(内部統制違反)【事務局長に質問】

この情報を知り得ているのは事務局長と会長の二人だと聞いた。漏洩したのは会長か？【会長に質問】

(4) 体験運用マニュアル作成の件

尾形委員長は他の理事から指摘されるまでもなく、制度が始まる本年3月下旬までには作成・公表すべきものであった。(議論のすり替え)

(5) 関西地方本部長挨拶の件

これは総合通信局の解釈がこの直前に変更されたために起こった事で、「法令違反を助長」と指摘しているが、これにはあたらない。

【関西地方本部における田中氏】

田中氏は関西において本部長として活発な活動をしており、関西においてはなくてはならない存在である。関西万博についても既に実務的な交渉を万博協会と進めている段階であり、この解任案が可決されれば、その後万博協会との交渉は誰が担う事ができるか？

第9回定時社員総会(継続会)において理事選任を否決された際も地方本部長として関西の支部長全員から要請があった事を見ても

関西における田中氏の重要性は明らかである。

<森田会長回答> 提案社員が指摘されている事項については、田中理事の弁明書のとおり、いずれも当たらないと考えております。社員総会前に開催された第67回理事会でも、本議案には反対して欲しいとの理事会の意見書が決議されました。

■準備書面 13P JJ1WTL 本林 良太

D.『田中理事解任』について

一部について質問する。以下に取り上げる事項以外を肯定するものではない。

(→提案社員)

【D.1】③誓約書の拒否について、提出は任意と決せられたのではなかったか？

そもそも理事会での議論を経て、「提出は任意」と決せられている。

「任意のものを強要する」のであれば、その方が、組織運営として不合理ではないか。

誓約書については任意での提出とすることとして了承された。

〔#62 理事会報告〕

【D.2】④R2 年度総会での理事選任否決について、「71名の反対」ではなく「大半は委任」ではなかったか？

「71名もの多くの反対により」とあるが、以下のとおり理解している：

- a. 71名の社員のうち大半は、「反対」ではなく、「委任」であった。
- b. 委任者ではなく、会長が先導した受任者である、とくにJA1MUY(41名分)の個人の意味で、「反対」として投じられた。

【D.3】⑤体験運用マニュアルの納期の約束の有/無について、いずれにせよ「制度改正に間に合わせられなかった」点は、落ち度ではないか？

以下のとおり理解している。

- a. 約束の有/無は社員の立場では確認できない。
- b. ただしそれは相対的には小さな問題で、「制度改正に間に合わなかった」ことが、連盟としての落ち度である。
常套的には、下図の流れで準備されるべきである。
- c. 「体験局開設の経験が皆無」の尾形理事に作成を任せ、論理的な説明が付かない。

d. ようやく出されたマニュアルも、内容が薄い。

(ただし、今後の改版・拡充を前提に、急ぎ公開したのであれば、その点は評価。)

【D.4】⑥ “法令違反の助長”について、自己流解釈とも断じがたく・総務省の見解のほうの後追いではなかったか？

下図のとおり理解している：

a. 法令の条文からは、“自己流の解釈”とはあながち断じがたく、むしろ素直な読解である。

b. 総務省の見解の呈示は後追いであった。

じっさい、総務省が新しい・アマチュアに不利な見解を示すことすらある。
(直近例：VoIPノードの別免許化は、個人局としては、不可。)

c. 総務省の見解が明示された後は、指摘の“自己流の解釈”は主張していない。
大局的には、「ハムショップでトランシーバを買い足して、即オンエア」のアメリカ並みの制度は、我々の憧れなのであるから、我々自身が過度に萎縮することはないし、その希求をあきらめてはいけない。

<森田会長回答> 第5号議題議案書が指摘している事項については、田中理事の弁明書のとおり、いずれも当たらないと考えております。社員総会前に開催された第67回理事会でも、本議案には反対して欲しいとの理事会の意見書が決議されました。

■準備書面 43P JI1RKA 板橋 直樹

6:第5号議案 JR3QHJ 田中透関西地方本部長・理事解任決議案について

6-1:解任決議案成立時の大阪万博記念局準備対応について

第65回理事会に於いて「万博記念局実行委員長は田中理事とする」と決定されているが、当議案が成立した場合、一体誰が実行委員長を務めるのか。

既に田中理事の方で開催予定地に入り、関連各団体・企業と調整を行っている様であるが、理事解任となった場合、実行委員長も交代させる考えなのか。

仮に委員長交代となった場合、新しい記念局実行委員長と万博実行委員会との関係性構築を行う必要があり、余計なコストが掛かってしまうのではないかと。

一方、解任して尚、田中理事に委嘱する場合、「理事・地方本部長解任」を行ったのにも拘らず、「記念局実行委員長」を続けさせると言った、連盟組織の活動

に一貫性が保てなくなるのではないか。

提出者並びに執行部の見解如何。

(→提案社員、理事者側)

<高尾前会長予定原稿> 実行委員長は「関西地方本部長」が担当されるとして承認されておりますので、「関西地方本部長」が実行委員長を担当されると思います。

6-2:当議案に於ける起案者の責任が不明確な件について(提案含む)

他の社員提案では起案者や筆頭提出者名が明記されているが、当議案についてはそれらの一切が隠蔽されており、ただ賛同者の一覧が羅列されているだけである。提出要件を満たしているとは言え、何故起案者を隠す必要があるのか。

堂々と「私が起案しました」と出せないのは、「表に出せない特殊な理由」があるのでは、と勘繰られても仕方がないのではないか。

そもそも、理事会の様子等、社員が知る由もない事項が記載されており、誰かの入れ知恵があったのではないか、と言わざるを得ない。

今後、この様な事を防ぐ為、文責等の所在を明確にする必要があると考える。

その為、社員提案議案の提出要件に起草者や筆頭提出者の明記を義務化するべきである。

提出者並びに執行部の見解如何。

(→提案社員、理事者側)

<高尾前会長予定原稿> 社員提案権行使の様式については、一般社団法人法や、当連盟定款その他の規則において規定されておられません。事務局においては、提出期日や提案社員等の要件を確認しております。

<森田会長回答> 今回の第5号議題の提案方法には問題があり、今後このようなことがないように、諸規程の見直しが必要と考えます。

■準備書面 79P JK7LXU 石岡 洋一

◎第5号議題 理事田中透解任の件について、反対の立場から以下の準備書面を提出する。

【反対の理由】

1. 本議題は「理事からの情報を確認すると」、「聞いている」、「思料される」として風聞によって論を進め、事実にもとづかない情報を煽情的に述べ、多くの社員に誤解を与えて、理事の職務を取り上げようとする不当なものである。
2. 社員提案権行使書に社員の自筆署名または押印が無く、真正とは言えない。

【質問】

- ①社員提案権行使書が真正であることを証明する、社員35名の自筆署名または押印のある委任状が、提出を代行した者から送達されているのか。

(→理事者側)

<高尾前会長予定原稿>社員提案権行使の様式については、一般社団法人法や、当連盟定款その他の規則において規定されておられません。事務局においては、提出期日や提案社員等の要件を確認しております。本議題の提案については、提案社員全員に対して、「社員提案権行使書」を受領した旨のメールを送信して確認しております。

<森田会長回答>今回の第5号議題の提案方法には問題があり、今後このようなことがないように、諸規程の見直しが必要と考えます。

I. 理事会での出来事は「周知の事実」ではない

1. 「解任事由とする諸事象の冒頭」において、理事会での出来事を「周知の事実である」としているが、社員はもとより一般の会員にも周知されたことはない。

誹謗中傷、罵詈雑言、恫喝などがあったとする理事会報告はない。第64回理事会に限らず、全ての理事会の録音など客観的証拠を示す必要がある。

【質問】

- ①理事会に出席した者しか知り得ないような内容であるが、本議題を提出した社員35名は理事会に出席したのか。
- ②理事会の録音など客観的証拠はあるのか。

(→提案社員)

Ⅱ. 風聞で物事の是非を判断できない

1. 「解任事由とする諸事象②」において、関西ハムシンポジウム 2023 の出来事を述べているが、本議題の提出者は「聞いている」として参加していない。

【質問】

①風聞で物事の是非は判断できない。関西ハムシンポジウム 2023 会場での画像や音声の記録、メモなど客観的証拠はあるのか。

2. 「解任事由とする諸事象②」の後段 6 行は、理事会での出来事を述べており、前段の関西ハムシンポジウム 2023 とは無関係な事にすり替えている。後段 6 行では、法人の役員が「善良なる管理者としての注意義務を負う」ことを、人格や資質と同じ次元で論じており、論理が破たんしている。

【質問】

①理事には民法第 644 条で善管注意義務、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 83 条で忠実義務が課されている。

「人格の欠如」、「資質を疑う」とされた時は、2つの法律に触れるのか。

②人格や資質は、善管注意義務や忠実義務と何の関係があるのか。

(→提案社員)

Ⅲ. 誓約書の提出は任意である

1. 「解任事由とする諸事象③」で、誓約書の提出を拒んだことを解任理由に挙げている。しかし、誓約書提出は任意であるため、理由そのものが存在しない。

第 62 回理事会報告が記載された『JARL NEWS』2022 年秋号 27～28 ページ、および JARL Web には以下のようにある。

「第1号議案 一般社団法人としての内部統制について」

(最後2行を抜粋)

審議の結果、同基本方針により、一層の法人内部のガバナンス確保に努めることを再確認するとともに、誓約書については任意での提出とすることとして了承された。

【質問】

①本議題の提出者は第62回理事会報告を読んだことがあるのか。

(→提案社員)

IV. 解任に価する証拠がない

1. 「解任事由とする諸事象④」にある2020年(令和2年)第9回定時社員総会での、理事選任の得票数は事実である。

また、コロナ禍で出席困難な社員の委任状を集めた数名の社員が、5名の理事候補に反対票を投じたのも事実である。

しかし、同理事が否認の理由とされる「不実の発言」や「扇動させるような言行」をしたという確かな事実、客観的証拠が示されていない。

【質問】

①「不実」、「扇動」の確かな事実、客観的証拠はあるのか。

②他の候補4名の「不実」、「扇動」の確かな事実、客観的証拠はあるのか。

(→提案社員)

V. 証拠となる録音が表示されていない

1. 「解任事由とする諸事象⑤」は、尾形副会長理事がアマチュア無線体験マニュアルを本年2月の第64回理事会までに作成すると「約束していない」と主張し、田中理事が「約束を果たしていない」としたことは「意図的に虚偽の発言を流布した」と述べ、解任理由とした。

第64回理事会までに体験マニュアルは作成されず、5月にマニュアルが公開されたのは事実である。いずれにしても、3月22日の制

度改正までにマニュアル作成は間に合わなかった。

【質問】

- ①昨年11月の第63回理事会において、本年2月の第64回理事会までのマニュアル作成を「約束していない」ことを証明する、理事会の録音を証拠として示すことができるのか。

(→提案社員)

VI. 具体的な事実はない

1. 「解任事由とする諸事象⑥」は、冊子『関西HAMシンポジウム2023』4ページの文章が「アマチュア無線家の電波法令等への違反を助長」したとする。

しかし、「助長した」という具体的な事実を挙げることなく、客観的証拠も示していない。

同文章は制度改正に伴う「無線設備の変更工事届出」に対する解釈の相違によるもので、お詫びと文章の訂正が適切かつ常識的な対応である。

【質問】

- ①「アマチュア無線家の電波法令等への違反を助長しており」と断言しているが、「違反を助長した」具体的な事実があるのか。
②法令解釈に相違があると「理事としての品格が疑われる」のか。

(→提案社員)

VII. 事実の捏造による解任は不当である

1. 「解任事由とする諸事象⑦」は捏造であり、これまで述べてきた理由によって第5号議題が不当なことは自明の理である。

同理事の「社員総会会場内での理事としての異常行動」を、「社員なら承知のことと思うが」としているが、私は知らない。それでも社員である。

2. 以下の記録は関東地方本部区域 JJ1WTL 本林社員の提供による。

- ・2019年（令和元年）第8回定時社員総会＝同理事は出席。
- ・2020年（令和2年）第9回定時社員総会＝同理事は出席。（理事に非

選任)

- ・2021年(令和3年)第10回定時社員総会=出ていない。(関西地方本部長)
- ・2022年(令和4年)第11回定時社員総会=*出ていない。(関西地方本部長)
 - * 理事候補者として別室で待機。同じ建物内だが総会会場には居ない。

同理事は昨年、一昨年の過去2回の定時社員総会に出席していない。しかし、同理事が過去すべての定時社員総会に出席したかのように事実を捏造している。

本議題を提出した社員35名が定時社員総会会場で、そこに居るはずの無い同理事の姿を2回続けて目撃するのは、およそ考えられない。考えられるのは悪意のある者が作成した本議題を読むことなく、事実確認を怠り、何の疑念を持たず提出したことである。いずれにしても、事実を捏造したことに違いが無い。

【質問】

- ①本議題を作成したのは誰か。
- ②本議題に賛同するよう要請したのは誰か。
- ③事実の捏造が露見しなければ、人を貶めても良いのか。

(→提案社員)

事実にもとづかない情報を煽情的に述べ、多くの社員に誤解を与えて、田中氏から理事の職務を取り上げようとするのは不当であり、愚行である。上述の理由、証拠によって本議題は否決されるべきである。

<森田会長回答>第5号議題議案書が指摘している事項については、田中理事の弁明書のとおり、いずれも当たらないと考えております。社員総会前に開催された第67回理事会でも、本議案には反対して欲しいとの理事会の意見書が決議されました。

■準備書面 93P JH2DFJ 岩田泰典

4. 「第5号議題 理事田中透解任の件」について

【本件 反対の立場から以下の事項に対し、両副会長に対し質問を求める】

森田、尾形両副会長の考え方を明らかにされたい。

(→副会長)

(1) 社員では知り得ない理事会での非公開内容や理事会議事録にもないことを「解任事由とする諸事象」としていることから、ある面、理事会情報の不正漏洩の証拠となるこの議題について、森田、尾形両副会長の見解を求める。

(2) 「社員提案権行使書」は議案起案者の自筆署名がない。この「社員提案権行使書」は有効議題となり得るのか。

(3) よって、「第5号議題 理事田中透解任の件」については、35名による意図的な理事会内容の不正漏洩、且つ田中氏に対する不当な人権侵害、名誉棄損に及ぶものであり、「否決」が妥当である。

<尾形副会長回答> 地方本部会議において、社員からの質問に対し理事会の様子について報告している。

<森田会長回答> 第5号議題議案書が指摘している事項については、田中理事の弁明書のとおり、いずれも当たらないと考えております。社員総会前に開催された第67回理事会でも、本議案には反対して欲しいとの理事会の意見書が決議されました。

■準備書面 97P JL8LGW 船水 明

4. 第5号議題 理事 田中透解任の件 について質問

議案を読み進めていくと納得できないばかりではなく不自然さが気になった。他の社員提案では提案社員が自署した「社員提案権行使書」を提出しているはずである。私も第3号議題について自署したものを提出している。しかし第5号議題では連名で署名がないものであり、提案権行使書として有効なのか甚だ疑問である。

提案者として記載のある35名の社員の意思は確認できているのか、またどのように確認したのかお答えください。

(→理事者側)

提案社員全員に対して、「社員提案権行使書」を受領した旨のメールを送信して確認しております。

<森田会長回答> 今回の第5号議題の提案方法には問題があり、今後このようなことがないように、諸規程の見直しが必要と考えます。

■準備書面 101P JI1XKH 増田 浩

第5号議題 理事田中透解任の件

関西地方本部（3エリア）選出社員から上程されるならまだ理解できますが、主に0, 1, 6, 7エリアの社員から一通の行使書に連名で提案されていることに不自然さを感じます。起案された社員の方で本議案の取りまとめを行われた代表の方から内容をご説明頂きたい。なお、既にSNS上でご本人からとされる弁明書が公開されておりますが、確認の意味でも第4号議案同様、田中氏ご本人に弁明いただく機会を議案採決の前に設定いただきたい。

(→提案社員)

<森田会長回答> 今回の第5号議題の提案方法には問題があり、今後このようなことがないように、諸規程の見直しが必要と考えます。

■準備書面 109P JR6IKD 中嶋邦浩

3. 第5号議題 理事田中透解任の件【質問】

今回の文面はどなたが書かれたのか確認させて下さい。

(→提案社員)

<森田会長回答> 今回の第5号議題の提案方法には問題があり、今後このようなことがないように、諸規程の見直しが必要と考えます。